

議案第60号

新居浜市別子山簡易給水施設条例及び新居浜市水道事業給水条例の一部を  
改正する条例の制定について

新居浜市別子山簡易給水施設条例及び新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市別子山簡易給水施設条例及び新居浜市水道事業給水条例の一部を  
改正する条例

(新居浜市別子山簡易給水施設条例の一部改正)

**第1条** 新居浜市別子山簡易給水施設条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項及び第28条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

(新居浜市水道事業給水条例の一部改正)

**第2条** 新居浜市水道事業給水条例(平成10年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項及び第4項並びに第35条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

水道法施行令の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。